

1964年12月21日(第2日目)

1. 開会並びに散会時刻(午前10時45分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

1番	天久	藤大郎	2番	比嘉	藤定	碓
3番	天久	藤大郎	4番	比嘉	藤定	碓
5番	石川	藤大郎	6番	比嘉	藤定	碓
7番	石川	藤大郎	8番	比嘉	藤定	碓
9番	石川	藤大郎	10番	比嘉	藤定	碓
11番	石川	藤大郎	12番	比嘉	藤定	碓
13番	石川	藤大郎	14番	比嘉	藤定	碓
15番	石川	藤大郎	16番	比嘉	藤定	碓
17番	石川	藤大郎	18番	比嘉	藤定	碓
19番	石川	藤大郎	20番	比嘉	藤定	碓
21番	石川	藤大郎				

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし

6. 市町村自治法第61条の規定により競争説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村	春勝	助	後	長	真徳
収入役	深し	春一	郷	務	長	松川
財政課長	奥里	春一	郷	務	長	仲村
民生課長	奥山	金澤	郷	務	長	島吉
経済課長	伊佐	友徳	郷	務	長	島吉
消防課長	大城	仁幸	郷	務	長	島吉

7. 事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 島嶺 真由 知念 善光

1964年12月21日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである.

議席									
1番	天久	藤太郎	2番	比 勲	定 亮				
3番	天久	藤 隆	4番	比 次	富 隆	信			
5番	石川	真 六	6番	仲 村	春 泉	吳 正			
7番	石川	眞 正	8番	仲 村	田 美	英 正			
9番	石川	眞 正	10番	石 又	吉 弘	昇			
11番	石川	眞 正	12番	大 川	喜 敏	行			
13番	伊 佐	眞 昌	14番	大 川	喜 敏	行			
15番	伊 佐	眞 昌	16番	大 川	喜 敏	行			
17番	伊 佐	眞 昌	18番	大 川	喜 敏	行			
21番	古 波	次 郎	20番	仲 村	村 隆	光			

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員はなし

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長	仲村 春勝	助 役	眞 徳
収入役	沢し 安一	参 事	松川 正彦
財政課長	奥里 将伸	任 民 課 長	仲村 春信
民生課長	当山 全喜	水 道 課 長	国吉 真彦
経済課長	伊佐 友誠	舞 臺 課 長	島袋 昌彦
消防団長	大 城 仁幸		

7. 事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 参 事 島袋 真由 知 念 善光

8. 議事日程は次の通りである。
議事日程第6. 一般質問

議長～出席15名であります。市町村自治法第53条によりまして議会は成立致しました。よつて只今より本日の会談を開きます。(午前10時45分)

議長～日程の追加をお願いします。日程の第7に議案第52号、宜野湾市印かん条例の設尾についてを追加願います。日程第8に陳情第12号普天間中校区青少年健全育成モデル地区指定研究会助成金交付方についてを追加願います。

議長～暫休致します。(午前10時49分)

議長～再開致します。(午前10時52分)

議長～日程に従いまして只今より一般質問を行います。順序は3番の天久盛雄議員からお願い致します。

3番～私から質問を行います。固定資産の再評価なされまして税法の改正で63年でしたか。税法の改正によりましてその課税方法が変つておると課税の率が変つておるといふ様なあれで固定資産の第二期の令書が徴収の前提として発送されている様であります。それにつきまして倍ないし、倍以上の税額になつておると物価率になつておると云うことは正当なる課税だとは思いますが、しかしそれに対する住民は只出せばいいんでなくて、その額徴収がまだ行き届いてないやう様な印象を受ける訳でございますが、それに対して賦課基準或はその理由とか、その引上げられた理由、或はそれに対する説明を云うのがまた住民の方に不徹底で相当のこの不平を買つておる様な状況でございますが、その事実は市長さんお知りであるかどうかですね。お答え願いたいと思ひます。

市長～お答え致します。政府から指示された評価基準によつて固定資産の再評価をやることになつておりますが、今の

住民から不平があるということではありますが、まだ私はそれを聞いておりません。尚その方法につきましては、**縣長**、**縣長**から**縣長**としては**政府**の説明会も何べんもありません。たし、これからその査定評価の方法についても詳しく指導を受けていると思いますので、その点**縣長**から補足させたいと思います。

3 番～1963年の5月28日付けのこの内政局の指示で178号ですか。現行の固定資産評価についての市町村のいちじるしい不均衡をなせすというのが大きな目的だという様なことではありますが、それに対して再評価の面で実施されておるのかどうか。評価額を見た場合には従来の評価額を只率を上げた様なことであるが、果して再評価をやつて後の新しい基準であるかどうかですね、それをお聞かせ願いたいと思います。

市長～只今申し上げた様に**縣長**から補足して頂く様にします。

財政**縣長**～補足させていただきます。新しい土地の調査基準による調査の方法は、現在実施の段階でございます。この65年度の課税は今までの等級による課税の率をその平均の指示額まで引上たと云うことになっております。

3 番～平均の指示額というのは、評価の改訂を意味してあるものであるかどうかですね、土地の再評価を意味してあるかどうか。只基準を繰上げたというだけであるかどうかですね

財政**縣長**～指示額の引上げということは、評価額を引上げるということになりますのでこの65年度の課税の評価額において各々それだけのパーセントが引上げられたと云うことになります。

3 番～現在設定されておる所の今までの従来までこの物価対象になつた何時評価されたのを基準にされておりますか。

財政課長～これは等級が9段階に分けられておりまして私の心におし
くでは5～6年間に調査がなされて、日頃中心もその
そして各部落の地価におい思いますが、その今までの
賦課を決められておるものと、その平均の方へ
賦課をその低い地価の方から政府の指示する平均
土地の方を持つて行つたということでありませう。

3番～指示地価を改訂したということでありませう。しかしその後
～6ヶ年間の土地の調査と面とそれと異なる必要が
大きい土地の前から入つておる材料に於いては、
直ちにこの調査を現在公定価格に改訂するに
いい訳でありませうが、政府の指示した5～6ヶ年
ありませうが、その云ふ相対的価格と、或は
価格がたつた後動つて相対的価格となつて、或は
下つた所もあつたに對して公正なる物と、或は
面がやもするといふ代に公正なる物と、或は
時貸地なものがなかつた時代に出た方法、或は
後設置されたる土地の調査か、或は
ットから1ドムに改訂するか、或は
この同じ貸地でも、或は
は一律に取つておる面と、或は
何れか5～6ヶ年間の調査をおこなつて、或は
たかどるか、今度の改訂と同時に、或は
にマツ手する所、或は2～3倍以上の賦課を
て相當の倍、或は2～3倍以上の賦課を
という現状でありませうが、それに対してどう
いなら現在にマツ手したるの調査方法でやつて
いかと云ふ意味です。

財政課長～5～6ヶ年の調査と申し上げましたが、この調査が
新しい土地の調査と申すに、或は
そういうものがすべて解決される訳でありませうが、
その調査が相當の改善を要するといふふうな考へられて

財政課長～これは等級が9段階に分けられておりまして私の記
くでは5～6ヶ年前に調査がなされて普通間を中心とし
そして各部落の宅地においても、田畑においてもその等
級が決められておるものと願いますが、その今までの等
級をその低い指し値から政府の指示する平均値の方へ
土地の方を持つて行つたということとあります。

3 番～指し値を改訂したということとありますが、しかし5
～6ヶ年前の土地の評価という面とそれから是非その後
大きな土地の変動があつてそれが評価材料にする必要が
あるということから申入れてあつた訳であります。ま
直ちにこの評価を現在にしての公正なる評価であれば
いい訳であります。前の5～6ヶ年前の評価を基礎に
して、すやそれに政府の指示した値にしたということ
ありますが、そう云うため相当のむらがあると、或は評
価がこの地価の変動によつて相当上つた所もある。或は
下つた所もあつてこれに對してこの公正なる物価という
面がややもすると薄いなにかと任民しててもその当
時貸宅なんかがなかつた時代の出来た評価と又その
後設置されたそういう地域の査定の方法、現行の75ピ
ントから1ドルにしたんですか。そういう面でも相当の
この同じ貸住宅でも開きがある、しかしこつとしてみ
は一律に取つていふ面の技術的側面はありますが、
何故5～6ヶ年前の基礎をおさえてすね、賦課なされ
たかどうか。今度改訂と同時に適正なるほんとうに現在
にマツ手する所の賦課をしないで只その率だけ変えられ
て相当の倍、或は2～3倍以上のこの賦課をされておる
という現状であります。それに対してどうせ査定をす
るなら現在にマツ手したあの評価方法でやつてもらわ
ないかと云う意味です。

財政課長～5～6ヶ年の調査と申し上げましたが、この調査が
新しい土地の評価基準による評点式の評価であれば、
そういうものがすべて解決は正される訳であります。ま
その調査が相当の技術を要するというふうに考えられて

おりますが、現在、実施の段階であります。それによりまして、これまで、
 差等しな中心として、30号線、或は1号線、5号線、沖
 繁通、すずらん通り、おきまに、アメリカ住宅の
 度加味、されど、何れも、9つの段階に、あ
 地城は、何れも、おきまに、アメリカ住宅の
 何れも、おきまに、アメリカ住宅の
 ては、おきまに、アメリカ住宅の
 々の土地に、おきまに、アメリカ住宅の
 な、おきまに、アメリカ住宅の
 貴上と、おきまに、アメリカ住宅の
 きし、おきまに、アメリカ住宅の
 解決、おきまに、アメリカ住宅の
 備方法、おきまに、アメリカ住宅の
 れを、おきまに、アメリカ住宅の
 で、おきまに、アメリカ住宅の
 切、おきまに、アメリカ住宅の
 の、おきまに、アメリカ住宅の
 う、おきまに、アメリカ住宅の

3 番～先程この課税の評点式のあれが、あつたので、それにやつた
 ために上つたということですが、しかし今の説明では、
 政府の評点式に持つて行くのも、まだ時日を要するから、
 等級によるその賦課をしたと云われるんですが、これは
 どういう訳ですか。税額が低いから上げたという様な
 好である訳ですが、しかし持つて行くべきは、政府の
 示した評点式評価方法が、当然行なわれるべきだと思うん
 ですが、これには持つて行かんで、等級にやつたと云うこ
 とはどういう訳ですか。

財政課長～これは評点式評価方法と申し上げますのは、現在調査の
 段階でありまして、これまではどこの市町村においても等
 級による評課をなして、賦課がなされております。それで
 政府が、63年の5月に、平均的指示額を示してあるのも

これは相対的な坪当りの平均幅額を示しておる訳でありまして、その田では畑の平均の幅額でございませう。そこに持つていくには必ずしも評点式評価方法でなければ出来ないということはない訳であります。その点で幅額に現在の等級による幅額をパーセントをその率まで引上げて個々の坪当りの幅額を引上げた訳でございませう。

3 答～これは去年の当初予算から問題があつたと思つて、去年の当初予算でこの評点式をやつたという訳で当初予算に組んで収入欠乏をきたしたというのが大きな去年も問題があつた訳でありませう。そういう面では本年第一期の方は前年度同様に第一期の通知の場合にも貰方々の一年の固定資産の幅額これだけだと毎期の方も振り回して通知して、二期で更に又倍或は3倍の幅額がこれでは今後の課税だといふ様な通知を二重の通知がなされてはいる訳であります。ところが年度初めのことだからやむを得ないやむを得ないで二期の方からこういふことになつて住民としてそれが少ない幅額ならあんまり問題にならないと思つて、二倍或は場所によつては教育税も合せた場合がそれに同様に課されておりましたので結局5倍以上増した所があるところ聞いておりますが、これが裏面であつたかどうかと云ふのは後で調査の段階で私調べておりますが、しかし固定資産がこれだけすぐ急激に上るといふのは相当この住民に対するそれまでにはあるとアル或は色んなこの面の課税の必要はあると思つて、その点について課税の方法はどの方法でやられたか、只単なるこのプリンクだけでそういう幅額を徹底したということであるかどうか、各部落に入り込んで懇談会とか、そういう面でも、それがいつの後に賦課されたか、それであるか、それがいきさつをお聞きしたいと思います。

財政課長～二期三期で調整したということは固定資産の納期限は7月1日から31日までというふうになつておまして、年度当初になつております。それで現在の固定資産の中

には償却資産というが入りますが、これは專業調査が完了しない限り出来ないと4月1日現在で相当の期間が必要であります。それに又家屋も一新改築増築の調査が完了しないと課税が出来ません。それで一期は前年度のとおりに課税をしましてその間に家屋の新改築、増築の調査をし、償却資産も調査をして、それで二期三期で完全な土地家屋、償却資産を合算した課税をした訳であります。その点は64年度で出来れば当然65年度は当初一期分から課税がなされる訳でございますが、こう云うふうに二期三期で調整ということはその面で非常にまずい点もありませんが、今回はどうしてもその指示額を繰り上げて引上げないといかないということが考慮されまして二期三期で調整をすることにした訳でございます。これの通知は区長さん方には自治会長事務連絡の場合も充分区長さん方に説明を申し上げ、それから各部落に相当の説明書をお配りしてございませう。それで会長さんの方から充分部落民に通知の徹底をお願いしてあります。そしてもし当局の説明が部落において必要だということであれば、何時でもはせ参じてご説明を申し上げるということにしてあります。昨日も野黨で9時頃までこれについての説明を申し上げてあります。

3 番～部落の要請によつてやられると云う訳ですか。とつちから進んでそういう説明会をもたれる計画はない訳ですか

財政課長～それは現在は年度未で非常に部落の行事がありますので部落の日程の都合も添りますのでその点は部落の方から連絡してもらえば何時でもご説明を申し上げたいと思ひます。

3 番～じや大体分りましたが後で詳しく課長に聞く様に致します。もう一点だけこれに附随して教育税を課されるという種であります。教育税というものは、教育予算の要

求があつた始めて市町村長の委任として課すのがたて前
だと思ひますが、この条には第一期の交付は±100分
100課と前年度で徴過して、二期三期で調整するという
様になつていますが、二期も同じ様に100分の100課し
ておるんだが相当のそうなれば増税になるんだが、それ
に対して教育委員会から何か予算のそれに増すのこれだ
け教育委員会予算が必要だから課す様という様な委任
があつたかどうかです、額を一応委任されて市町村長
それによつて賦課しなけりやいかんという様なあれがあ
る訳ですか。

財政課長～別に教育委員会からの指示はございません。条例に示
されている通りの課税をしてあります。何かと申し上げ
ますと、当初予算にもその見積りで予算を計上してあり
ますので教育委員会の方でも市の当初予算を参考にして
予算の編成はなされているものと思ひます。

3 番～思ふだけで委任はなくて課したということになつたら、
これはもしも教育予算の要求があつた場合には、それ以
下に徴収した場合にはそれは委任者として困るかも知ら
んが、当然この予算の精算があつて要求があるという様
な前年のものに賦課ということは考えられんと思ふんで
すが、しかし教育委員法の第51条にも教育税の賦課徴
収賦課の期日納期その他必要な事項は当該市町村の条例で
これを定めるといふことはありますが、但し教育税の課
税率は教育区の才入予算の内教育税による教育予算を教
育区に納入する様に定めなければならないという様な予
算というのがうたわれている訳ですが、だから予算の編
成でこの課さなけりやいかんと思ふんですが、その場合
に要求はなくても課したという訳になる訳ですか。

財政課長～今先も申し上げました様に今度の固定資産の当初予算
の才入見積りがこの指針額に引上げを前提としての予
算見積りになつておりますので教育委員会の方も市の一
般予算を参考にして教育予算は編成されておるものと

見ます。

3 番～前年度もその時に才入欠^{かく}はらがあつた訳ですが、本年度も当初予算でそういう計点式の政府の示した額を賦課方法になるものと思つて当初予算に組まれておるといふ様な具報ですね。

財政課長～そうでございます。

3 番～はい分かりました。

6 番～関連して質問致します。今先の答申の中に固定資産税のいわゆる引上げに関する説明を各自治会長に配布しているという説明がありましたが、何時配布なされたか、その場で結構ですから大体でいいです。2～3ヶ月前であるのか、又は今月であるのか。

3 番～11月30日付けで出されております。

5 番～これは一枚ずつ配布なされた訳ですか。

財政課長～いや、50～60枚です。

5 番～各区に50～60枚、そのプリントされている付録その項に配布なされたんですか。

財政課長～はい。

5 番～11月30日午後には、はい分かりました。

1.6 番～関連して質問致します。今先の課長さんのご説明聞きますと何かむしろ道の補正給付をする訳でございますが、市町村の固定資産の額を見て教育委員会が予算編成をされたんじゃないかというふうな見解の懸念がございますが、むしろ法人対法人の場合は委員会から予算要求があ

思います。

- 3 番～前年度もその時に才入欠ほうがあつた訳ですが、本年度も当初予算でそういう評点式の政府の示した様な賦課方法になるものと思つて当初予算に組まれておるといふ様な見解ですね。

財政課長～そうでございます。

- 3 番～はい分かりました。

- 5 番～関連して質問致します。今先の答弁の中に固定資産税のいわゆる引上げに関する説明書を各自治会長に配布してあるという説明がありましたが、何時配布なされたか。その席で結構ですから大体でいいです。2～3ヶ月前であるのか、或は今月であるのか。

- 3 番～11月30日付けで出されております。

- 5 番～これは一枚ずつ配布なされた訳ですか。

財政課長～いや、50～60枚です。

- 5 番～各区に50～60枚、このプリントされている日付けその項に配布なされたんですか。

財政課長～はい。

- 5 番～11月30日午後には、はい分かりました。

- 16 番～関連して質問致します。今先の課長さんの説明聞きますと何かむしろ逆の様な感じをする訳でござりますが、市町村の固定資産の編成を見て教育委員会が予算編成をされたんじゃないかといふような見解の種でござりますが、むしろ法人対法人の場合は委員会から予算要求があ

つてその市当局はそれを補うために清けために教育税を
賦課しなけりやならんじやないかとこう考えられますけ
どそれに對して委員会から文書による正式な要求があつ
たかどうか、お聞きしたいと思ひます、あつたら後で結
核でございます、ない目でございませう、どつちであ

財政課長～お答えします、別に財政課長に教育委員会からの指示
はありません、

16番～これは法人対法人でございませう、課長さんにはない
と思ひます、市町村にしか要求はないと思ひます、それ
をお聞きしている筈でございます、

市長～市はこの教育委員会の長官額というの、教育委員会の
予算に歸せられた分を要求する額であり、一極市の予算が大員
体決つて後でそれを市の今までの条例によつて教育委員
会の方にこの教育委員から委任によつて徴収される額は
これだけだといふ見方を採つて委員会の
予算は編成してそしてそれだけ委員会の方が受け取つ
て消化する様になつて居る、前もつていくら要求するとい
う要求は張っておりませうそれで結局市の条例によつ
て大体教育委員会の予算として、この見られた額を予
算化して、そしてそれだけその予算に歸せられた分をこ
の委員会では編成して、校長会にかけてこれを決定して
もらふ様になつて居ります、

16番～むしろ逆じやないかと訊らうです、私がお聞きしてお
るのは、只あつたかないかの問題でございませう、委員会か
ら今の場合市長さんの方は教育委員長であるのか、市長
であるのか分りませうので教育委員会から市当局に要求
があつたかどうかをお聞きしている筈です、

市長～ありません、

16番～それじや結構でございます、もう1つお聞きしたいんで

つてこそ市当局はそれを補うために酒すために教育税を賦課しなけりやならんじやないかと考えられますけどそれに対して委員会から文書による正式な要求があつたかどうか。お聞きしたいと思います。あつたら後で結構でございます。ない訳でございますか。どつちですか

財政課長～お答えします。別に財政課長に教育委員会からの指示はありません。

16番～これは法人対法人でございますので、課長さんにはないと思います。市町村にしか要求はないと思います。それをお聞きしている訳でございます。

市長～普通この教育委員会の要求額というのは、教育委員会の予算に盛り込まれた分を要求する額りで、一様市の予算が大體決つて後でそして市の今までの条例によつて教育委員の方からこの教育位員から委任によつて徴収される額はこれだけとこのぐらいだという見積りを持つて委員会の方で予算は編成してそしてそれを委員会の方が受け取つて消化する様になつて居る。前もつていくら要求するといふ要求は致してありませんそれで結局市の条例によつて大體教育委員会の予算として、この見積られた分を予算化して、そしてそれだけその予算に盛り込まれた分をこの委員会では編成して、校長会にかけてこれを決定してもらふ様になつて居ります。

16番～むしろ逆じやないかと願うんです。私がお聞きしておるのは、只あつたかないかの問題でございます。委員会から今の場合市長さんの方は教育委員長であるのか。市長であるのか分りませんので教育委員会から市当局に要求があつたかどうかをお聞きしている訳です。

市長～ありません。

16番～それじや結構でございます。もう1つお聞きしたいんで

すが、新しいこの評価基準が覆つたという問題につきま
しては、前年度との関連はないかどうか、その点ございま
せんかどうか、お聞きしたいと思います。

市長～今のをもう少し。

1.6番～固定資産税です。今の3番さんと関連しますが、固
定資産税が何か2倍3倍も上つたと、だから評点の方式
法を取る前にという説明がありましたが、現在
賦課はやつておりますけれどもその賦課自体が前年度と
前年度に違反する様なことはないかどうかをお聞きしたい
です。

市長～別に違反することは無いと思っております。

5番～只今の固定資産税の引上げに關してもう一点だけ質問
します。この引上げの理由についての説明は、先ず財政
課長からなされましたが、これを財政公表にのつてある
所のいわゆる理由そのままですが、しかし又更に
後での補足という意味合いがどうか分りませんが、その
場合の説明は4.5%の引上げによる、いわゆる2倍、3
倍に税金が上がつたんじやなくて、その実施じやなくて
市独自のいわゆる評価の評価要素をしたというふうによ
り取られますが、そういうふうにしてよろしい
ですか、いわゆる現在までの固定資産税の評価は財政課長
の編みかによれば5～6ヶ年前に評価されたそのきまを
毎年度毎年度の適用して来たそこでその5～6ヶ年前
に評価してあつた価格に対して4.5%価格を上げて累
積したからそういうふうになる税金が上つたのであるか、
或はそういう方針の決定をあとまわしにして5～6ヶ
前に設定した価格基準が妥当でないからという当局独自の
立論で妥当と思われる価格まで引上げたため固定資
産税がそれだけ上つたのであるのか、その辺をもう少し
詳しく説明願います。これは各区においても共通な問
題でありますので色々とやはり不備があるはずであり
ます。

すが、新しいこの評価基準が変ったという問題につきまして、条例規則との関連はないかどうか、その点とごいませつかどうか、お聞きしたいと思います。

市長～今のをもう少し。

16番～固定資産のですね、今の3番さんと関連しますけど、固定資産税が何か2倍3倍も上つたと、だから評点式の方法を取る前にというご説明がありましたけれども、現在賦課はやつておりますけれどもその賦課自体が税条例と規則に違反する様なことはないかどうかお聞きしたいんです。

市長～別に違反することは気付いておりません。

5番～只今の固定資産税の引上げに關してもう一点だけ質問致します。この引上げの理由についての説明は今先き財政課長からなされましたが、これを財政公表のついている所のいわゆる理由そのままではありますが、しかし又更に後での補足という意味がどうか分かりませんが、その場合の説明は4.5倍の引上げによる、いわゆる2倍、3倍に税金が上つたんじゃないかと、その実施じゃなくて市独自のいわゆる評価の評価変更をしたというふうな受け取られますが、そういうふうな解しやすくしてよろしいですか。いわゆる現在までの固定資産の評価は財政課長の記おおくによれば5～6ヶ年前に評価されたそのままを毎年毎年いわゆる適用して来たところでその5～6ヶ年前に評価してあつた価格に対して4.5倍価格を引上げて実施したからそういうふうな税金が上つたのであるのか、或はそういう方法の突飛をあたまわしにして5～6ヶ年前に設定した価格基準を妥当でないからという当独自の立場で妥当と思われる価格まで引上げたため固定資産税がそれだけ上つたのであるのか、その辺をも少し同詳細しく説明願います。これは各区においても共通な問題でありますので色々やはり不満があるはずであります。

出の出身の區におきましても、既に7~8名宛を済まし
 く何時かうなつたかという質問を受けております。私も
 しかしこれは財政公報の文書が配布されてからは、この
 通り私は説明しておりますが、今の説明を聞くとも更に又
 この通り説明したんでは不十分であるというふうな私の
 感じを持っております。もう少し増り下げて説明を願ひ
 ます。一般市民は税金に関しては非常に関心をもつてお
 りますから、相手が納得するまで、いわゆる少しでもこ
 れはごまかしじやないかなあという印象を与えては大変
 なこととなります。事實の裏面説明しなくちゃいかん立
 場にありますので、もう少し詳しく説明をお願いします
 例えば仮りに今ある物件価格を何千でも増すが、
 7,000とした場合課税価格をこれを7,000とでも1万
 とも増すが、この政府指示による4.5%の引上げ
 に訂正しても決して税金は4.5%増ししか上りません。
 しかし実際課された税金は2倍とか、3倍というのと同じ
 ことはありませんが、2倍以上に上つたというふう
 に私は聞いております。そうすれば政府の課税価格の引
 上げ、いわゆる4.5%の引上げによつて、これだけ税金
 が上つたんだという説明では相手を納得させることは
 出来ないと思います。何故かと申しますと実際に課された
 税金は決して4.5%の増額じやなくて10.0%、それも
 それ以上又増額になっておりますから。

私の出身の区におきましても、既に7~8名あちらし
く何時ころなつかかという質問を受けております。私も
しかしこれは財政公表の文書が配布されてからは、この
通り私は説明しておりますが、今の説明を聞くと更に又
この通り説明したんでは不十分であるというふうな私は
感じを持っております。もう少し廻り下げて説明を願ひ
ます。一般市民は税金に関しては非常に関心をもつてお
りますから、相手が納得するまで、いわゆる少しでもこ
れはごまかしやないかなあという印象を与えては大変
なことになります。事案のまま説明しなくちやいかん立
場にありますので、もう少し詳しく説明をお願いしま
す。例えば仮りに今ある物権価格を何千でも繕構ですが、
7,000とした場合課税価格をこれを7,000でも1万
でも繕構ですが、この政府指示による4.5%の引上げ
に訂正しても決して税金は4.5%程度しか上りません。
しかし実際課された税金は2倍とか、3倍というの
は聞いたことはありませんが、2倍以上に上つたとい
うふうには聞いております。そうすれば政府の指示
価格の引上げ、いわゆる4.5%の引上げによつて、
これだけ税金出上つたんだという説明では相手を
納得させることは出来ないと、何故かと申しま
すと実際に課された税金は決して4.5%の増額
ばかりでなく、それ以上又増額になつておりますから。

財政課長～この指示価格と申しあげますのは、先般前年の田畑、
 畑地の課税額を畑地税で割った平均の一坪当りの平均
 の指示価格でございます。それでは必この説明書にも書
 いてございませぬに、4年度に課税した実績が、田にお
 いて平均が64モント、それから畑において31.9モ
 ント、畑地において1ドル78モントという課税
 平均額でございます。これをこの改正の指示価格の6
 5モントに持つていくのに、畑地では田においては、
 39.7%、それから畑においては55モントに持つて行く
 には72.4%、それから畑地においては40.20%、これだ
 け実際に引上げなくては指示価格の額まで行かない訳で
 ございます。それでこれは平均でございますので、そ
 の毎段の現在1.2、3の下、3から4、それから4、
 4の下、5、5の下とこういふように答税が課税
 されておりますが、その割でその表にもございませぬに
 畑地の方では1段が480モントから670モント
 といろいろこういふように突っておりますので、その個
 人々々においては或は1.5倍以上になつていられる方も申
 にはあると思ひます。それは増収の大きさとか、或は又
 今までの現況の地目が、畑だつたものが畑地に突つたど
 か、こういうものがあると思ひますので、ここにおいて
 はそこには差があると思ひますが、全体向に依る平均
 価格になる訳でございます。

5 番～そうしますと、今の田畑、畑地この各種目の平均を取つ
 て45%の引上げをして、それを評価基準として課税は突
 進されている訳でございますか、現在は、

財政課長～そうでございます。

5 番～はい、分かりました。

3 番～もう1件お伺いします。この第1期の賦課額とてすれ
 ば第2期の賦課額の額はどの位ですか、課税額でなく

財政課長～この指示価格と申しあげますのは、亶野河市の田畑、
宅地の課税額を課税額で割った平均の一坪当りの平均
の指示価格でございます。それぞこの説明書にも書
いてございます様に04年度に課税した実績が、田にお
いて平均が64セント。それから畑において31.9セ
ント。宅地において1ドル78セント3リソという課
平均額でございます。これをこの改正の指示価格の6
5セントに持つていくのに、~~これは~~は田においては、
39.7%。それから畑においては55セントに持つて行く
には72.4%。それから宅地においては40.2%。これだ
け実際に引上げなくては指示価格の額まで行かない訳で
ございます。それでこれは平均でございますので、そ
の等級の現在1.22.3.3の下.3から4.それから
4.4の下.5.5の下とこういうふうに等級が設定
されておりますが、その中でこの表にもございます様に
宅地の方では1等が4\$80セントから6\$70セント
といろいろこういうふうに変つておりますので、その個
人々々においては或は1.5倍以上になつてゐる方も中
にはあると思ひます。それは坪数の大きさとか、或は又
今までの現況の地目が、畑だつたものが宅地に變つたと
か。こういうものがあると思ひますので、ここにおい
てはそこには差があると思ひますが、全体的にはこの平均
価格になる訳でございます。

5 番～そうしますと、今の田畑、宅地の各種目の平均を取つ
て45%の引上げをして、それを課税標準として課税は実施
されている訳でございますか。現在は。

財政課長～そうでございます。

5 番～はい、分かりました。

3 番～もう1件お伺いします。この第1期の賦課総額とすね
第2期の賦課総額の額はどの位ですか。調整額でなく

財政課長～現在全部課長が済みまして今調定を取らしてあります。

3 番～いや調定額でなくて、試験額です。毎1期の試験した額と毎2期の試験した額はいくらですか。調定額でなく、試験額です。

財政課長～だから今計算をさせている訳でございます。

3 番～調定額でないですよ。

財政課長～はい。

3 番～まだ出ていないという訳ですか。じゃそれに関連して調定基準には関係ないと思いますが、同じ級によれておりますので、この何が課の職員の課務分額を見れば割合に課定額と、それと試験をやる職員とは自ら別個だというふうになつておつた訳ですが、しかし窓口の状況を見た場合には試験した人が調定も応じて修正をしているという種な状況だという訳ですが、これは調定の方は調定で取り扱つておるものであるか、試験は試験し本でやつておるものであるかですね。窓口の方はどういふふうに取り扱されておるのですか。調定事務と試験事務は自らその分額が違つておるのか、それとも本でやつた額が調定額と違つておるのかと思つておるのですが、現在の窓口においてはそういう区別がなくしておのれに頼んだら安くした、その人には出来なかつたという種な何か佐長の印盒があるらしいです。そういう事実はあるかどうかですね。調定事務と試験事務は自ら課務分額は別個だと思つておるが、そういうふうによつておるかどうかですね。

財政課長～調定事務も試験事務もこれは並行してやつております。

3 番～並行といつたら職員の課務分額は異なつておると思つておるのですが、どういふ~~き~~ところですか。

財政課長～現在全部課税が済みまして今調定を取らせております。

- 3 番～いや調定額でなくて、賦課額です。第1期の賦課した額と第2期の賦課した額はいくらですか。調定額でなく、賦課額です。

財政課長～だから今計算をさせている訳でございます。

- 3 番～調定額でないですよ。

財政課長～はい。

- 3 番～まだ出ていないという訳ですか。じやそれに関連して固定資産には関係ないと思いますが、同じ税にふれておりますので、この何が課の職員の乗務分担を見た場合に調定者と、それと賦課をやる職員とは自ら別個だというふうになつておつた訳ですが、しかし窓口の状況を見た場合には賦課した人が調定も応じて修正をしているという様な状況だという訳ですが、これは調定の方は調定で取り扱つておるものであるか。賦課は賦課1本でやつているものであるかですね。窓口の方はどういふふうに対応されておりますか。調定事務と賦課事務は自らその分担が異なると思うんですが、これはどういふふうな区別がなつておると思ふんですが、現在の窓口においてはそういう区別がなくあの人に頼んだら安くした。この人には出来なかつたという様な何か住民の印象があるらしいんです。そういう事象があるかどうかですね。調定事務と賦課事務は自ら乗務分担は別個だと思いますが、そういうふうになつておるかどうかですね。

財政課長～調定事務も賦課事務もこれは並行してやつております

- 3 番～並行といつたら職員の乗務分担は決つておると思ふんですが、どういふ区別をなすんですか。

財政課長～これは職員の手帳は市属種、専任種の職係りと、それから固定資産の評価員による固定資産の不動産の調査職係りまでの係りがあります。

3 答～職係り調査はよつにしている訳ですか。

財政課長～これは係長がその調査の責任者になる訳でございますが、これは今後は調査においては庶務係長に責任を。

3 答～いや責任の問題ではなくして、職員自体がですね、業務分限の中にもちゃんと調査の事務を受け持つ職員、それから外の事務を受け持つ職員と別個に何か糸割にはなつたと思ふんですが、そういうふうによつておられるか、実態は庶務係長でそういうふうによつておられるかですね、或は係長と係長の指示で両方皆んなで共同してやつておられるかという訳です。

財政課長～調査事務は課長がやつております。

3 答～調査事務は課長がやつておる。

財政課長～はい

3 答～しかし実際はそうじゃないでしょう。

財政課長～いや最終的には課長がやることになっております。例がかと申し上げますと、調査というのは収入命令それから市長の収入命令の決議を得るまでは調査は計算事務でございますので、その計算は各職員がやつております。それで一応調査結果が決定になると市長の決議を得て決定になると収入命令を収入税に課する訳でございます。その間にいろいろその更正或はさく誤或は移動などがございまして、その点は各係りにおいてその移動調整を添えて決議をする様に事務的には進めておる訳です。今頃はいろいろのことがらかつて申し上げましたが、毎月計算は各

財政課長～これは職員に分担は市民税・事業税の賦課係りと、それから固定資産の評価員による固定資産の不動産の調査賦課調定までの係りがおります。

3 番～賦課調査は1つにしている訳ですか。

財政課長～これは係長がその調定の責任者になる訳でございますが、これは今後は調定においては庶務係長に責任を。

3 番～いや責任の問題ではなくして、職員自体がですね、業務分担の中にちゃんと調定の事務を受け持つ職員、それから外の事務を受け持つ職員と別個に何か余例にはあつたと思うんですが、そういうふうによつておられるか、実際働いてそういうふうによつておられるかですね、或は只係長の指示で両方皆んなで共同してやつておるかという訳です。

財政課長～調定事務は課長がやつております。

3 番～調定事務は課長がやつておる。

財政課長～はい

3 番～しかし実際はそうじゃないでしょう。

財政課長～いや最終的には課長がやることになっております。何故かと申し上げますと、調定というのは収入命令それから市長の収入命令の決議を得るまでは調定は計算事務でございますので、その計算は各職員がやつております。それで一応調定額が決定になると市長の決議を得て決定になると収入命令を収入役に発する訳でございますが、その間にいろいろその更正或はさく誤或は移動などがございまして、その点は各係りにおいてその移動決議書を添えて決議をする様に事務的には進めている訳です。今私はいろいろこんがらかつて申し上げましたが、結局計算は各

係の方でやらしております。

- 3 番～計算というのは直接窓口で調定を受けているという事は、課長自体ではやってなくて、最終のその数字の訂正という確定だといつておられるが、実際の事務は当然この調定事務或は賦課事務というのは自ら別個だというふうにして条例にもそういうふうになつておつたと思ふんですが、業務分担の方ですね。そういうふうによつておられるかという訳です。

財政課長～調定が窓口でやるということは、これは異議申し立の受付を窓口でやつておるといふことですか。

- 3 番～はい異議申し立てを調定ですね。

財政課長～異議申し立てと調定とは別に関係はないと思います。

- 3 番～異議申し立ての事務自体はこれは各調定者或は全部の財政の職員全部で受け持っているという訳ですか。

財政課長～調定というのは、その市民税なら市民税、固定資産なら固定資産税のその1ヶ年の収入額を見積つて、その額をいや見積るといふ訳じゃなくて、最終的に数字を決定して、それで市長が収入命令を発する額に對しての私は調定というふうに考えております。

- 3 番～個々の異議申し立てということになつた場合には、個々の納税者との調定と或はその誤りよう修正とか、そういうのは最終的にはどつちがやつている訳ですか。

財政課長～それは課長の方に移動決議書を添えて提出しております。その中に更正決定等がございますので、或は中には重複ということも中にはありうる事でもありますので、そういうのはすべて誤りようもそれから重複も或は又は更正も全部移動決議書によつて受けをした係から課長の

方提出する様にさせていただきます。

3 番～分りました。

5 番～今の問題と関連して1点だけ質問いたします。調定の決定はもち論これは最終的に市長の決裁をもつて始めて調定の決定であります。その過程においていわゆる最終初財政課の1係員がやっているはずであります。それを市長の決裁を受けるに至るまでにその部課において、つまり財政課長の所で更に必要な更正・誤りよう訂正などを加えるというふうな説明でありましたが、そういう例があるかどうか。今までにあつたかどうか。あつたですか。部課職員がなした調定事務に対して市長が目を遣してこれは妥当でないという立場で、いわゆる修正・更正したケースが沢山ありますか。あつたら内容の説明までお願いいたします。

財政課長～中には相当市民税等においては相当あります。ほとんどが実際に証拠をもつて来て、そして税額のことを訂正するというものもありますが、いろいろ市民税の中の異議申立ての検討をしてみたいと申し上げ、兼ねますが、1期分の税額を出して、1ヶ月の内には相当その異議申立てがござります。それでその理由は当初の額から今度は移動になつた額。そしてその理由を書いて決議書を書きますので、その更正決定の額を今度は中には増えるものもござります。減るものもござりますが、必ずしも減るものだけではありません。その額を当初の調定に又加えたりしたりしまして市長の決裁を得る訳でございます。調定決裁簿というのがござります。

5 番～私が特に聞きたいのは、異議申立てがあれば当然再検討はされていると思いますが、異議申立てのない調定に対して、課長のいわゆる事務処理の過程において課長独自の判断で、これは妥当でないという立場で修正を加えたケースがあるかどうか。もしあればその係り担当員

が、その担当する事務にまだなれていないせであるか、或はそれと似た様な理由によるものか。そうじゃなくて他と比較して公平を欠いていると認識しながら、あえてそういうふうに不合理な調定をしたかその辺の理由を廻り下げて御説明願います。

財政課長～課長で訂正を係りに指示したということはありません。すべて係りの方で係長までで処理しております。

5 番～これは異議申立てのないものに対して係り職員がなした調定に修正を加えたことはないという訳ですか。そのまま市長の決裁まで行つたということになりますか。先程いわゆる市民税にはそういったことはあるといわれましたが、その修正或は誤りよりの訂正でも、とにかく係り職員が文書において、これだけ調定しますというふうに確定数字をもつて課長の所に回したものに課長自ら判断して修正を加えたのはいないですか。

財政課長～ありません。

5 番～あの異議申立て以外に

財政課長～ありません。ええあの係りの方でその賦課の時にいろいろ異議申立てが出た場合に法的な面で質問もする場合がありますが、その時は相互に研究して指示もしておりますが、数字の上において課長が指示して、課長又自身で訂正をしたということは1件もありません。

5 番～異議申立てをする関係で、この税目でどの税目が1番多いですか。市民税か固定資産税か或はこの法人税か。そういった種などの税目で1番異議申立ては多いですか。私が今お聞きしているのは、とにかく異議申立てはあることはある訳ですね。その異議申立ての全体の件数の内どの税目が多いですかということです。

財政課長～今一號にどれが多いといえませんが、市民税と固定資産税の方が多かったです。

5 番～はい分かりました。

3 番～去年も政府が示した評点式の評価方法に持つて行くために当初予算にも相当の増収見込んでやつて、それでは事務的に処理出来ないで、収入欠かんが出たということであつたんですが、今年の場合にもそれに持つていく第1段階として等級の引上げをしたということですが、指示額格を上げて従来の等級を上げて賦課している様であります。いつたいこの評点式の評価方法に持つて行くには後何年要するお考えであるかですね。前年度からすや実施されるという訳で、前年度の予算は当初予算に組んであつた訳ですが、事務的にどうしても出来ないという訳で年度末になつても出来なやせや収入欠かんをそこに更正したとおはえておりますが、現年度もその面まで近づけようという様な努力をされておるんだが2期までも出来て、2期の方ではそういう様な指示額格を上げてその予算のつじつまを合そうという様なお考えである様ですが、しかし政府が今まで指示された評点式の評価方法には従職員が何名おればですね。現年度で実施出来るか或は現年度ではその評価まで持つて行けないものであるかどうか。その点お聞かせ願いたいと思つております。

財政課長～この予算の中にも計上してございますが、現在の固定資産の評価員とそれから補助員の方はもつぱら1級ごとの土地の基準表による調査を進めております。それで何時でもこの標準地を決めて、それで標準地の評点数を出せば、それにすや各級ごとの田畑の基準が出来ると今作業を進めている訳ですが、これからの大きな仕事という状況視察以区を識別して、それで標準地の売買実列價格も出して標準地のその評点を出すということで、最後の評価額はやつぱり政府の方が調査をしまして指示額

額を示す訳です。この作業が現在そういう初歩の段階でございまして、各市町村ともやればやる程そのいろいろな期間が出るということではなかなか進まない様な状態ではあります。しかし本市においては内部的な事務面は臨時の職員を雇ってその進めると、評議員の方はどんどんその強弱調査でもつて、この事務を押し進めるといふようにやつておりますので、今突如にその今量とそれから時間を計算して見ないとばつきりしたことは申し上げられません。今年度1杯には各筆の評点致が出せる様に事務を進めている訳でございまして、66年度の新年度からは評点式に依る評価方法によつて課税がなされる様に努力しております。

3 番～御要望甲上げておきます。今度の自定資産の実際賦課されて相当の引上げをされている訳であります。それに對する住民に對して趣旨徹底の説明がまだ行き届いていないと、そういうことはつまり納税意思の低下ということに結びつけられるんじゃないかと思っておりますので、その面も充分なる納税者に対して趣旨の説明をなされまして皆んな喜んで納税出来る様な方法を取つてもらうよう御要望甲上げてこの質問を終わります。

議 長～暫休いたします。(午前11時55分)

議 長～再開いたします。(午後3時59分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議を終ることにいたします。同明日は午前10時より再開することにいたします。

議 長～散会(午後4時)